

【第62回企画展】

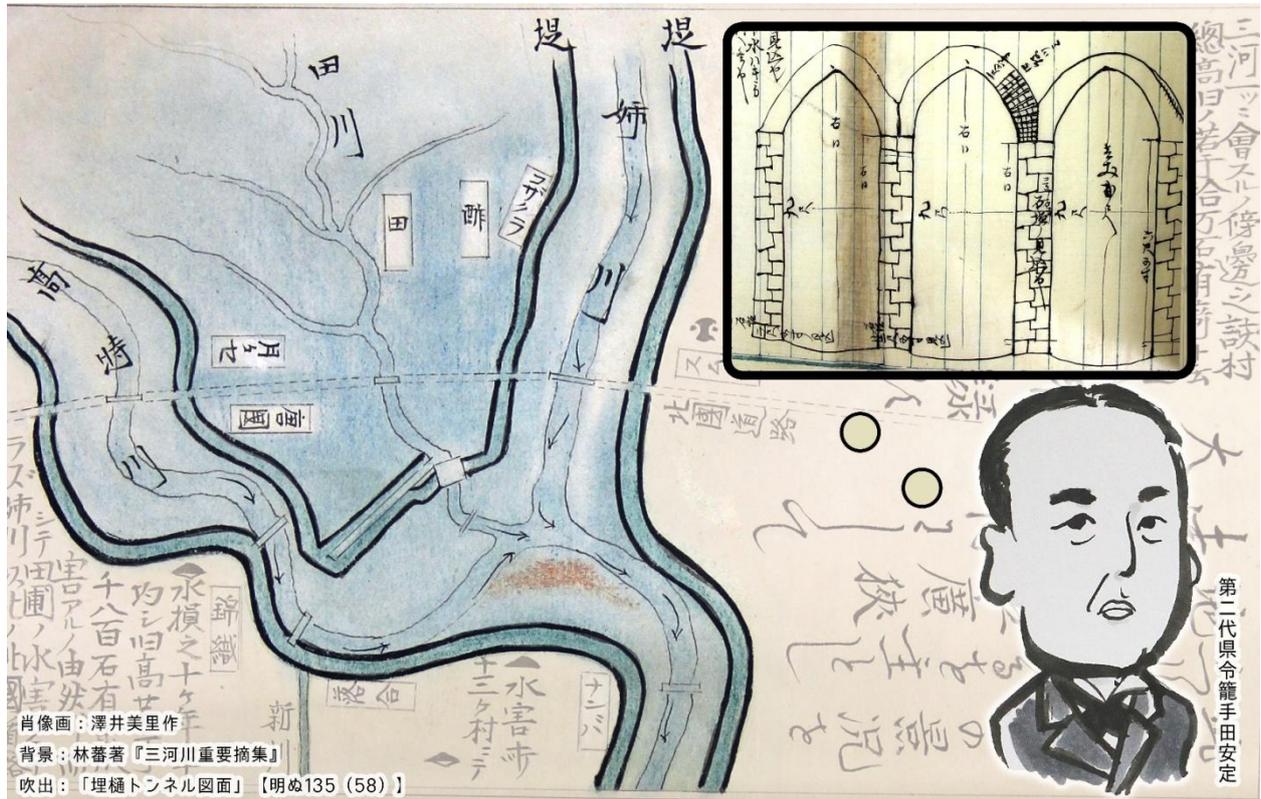
神社に祀られた県令

— 籠手田安定の治水事業 —

平成29年1月30日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室



肖像画：澤井美里作
背景：林蕃著『三河川重要摘集』
吹出：「埋樋トンネル図面」【明ぬ135（58）】

第二代県令籠手田安定

現在、長浜市唐国町の水引神社には、第2代滋賀県令を務めた籠手田安定^{こてだやすだ}の肖像が安置されています。籠手田県令は、近隣の月ヶ瀬・田・酢・唐国という水害に苦しむ4つの旧村を救った恩人の1人だからです。

今回の展示では、県会を舞台とする激しい応酬の末に、ようやく起工に至った湖北の治水工事（田川カルバートの建設）の歴史を御紹介します。

【展示概要】

期間 平成29年1月30日（月）～3月23日（木）

会場 県政史料室（滋賀県庁新館3階 県民情報室内）

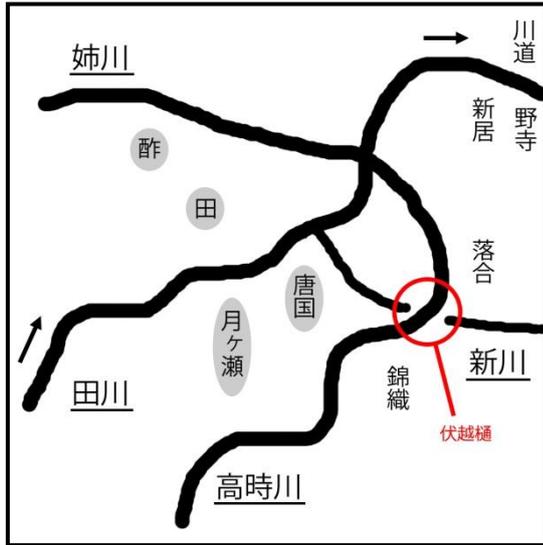
日時 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時

内容 滋賀県歴史的文書14点、議会事務局蔵文書2点、写真4点等

複数の治水構想

月ヶ瀬ら四か村は、古来より田川・高時川・姉川という三河川の合流地点で、大雨の度に大きな氾濫に見舞われました(①)。幕末には田川を分水し、高時川の下を伏越樋で通す工事がなされますが、木製のため腐朽が激しく、その後も水害は起り続けました。そのため維新直後より四か村は、新たな治水事業の実施を求め、度々県に訴え出ていました。明治八年(一八七五)四月五日、滋賀県に提出された「浅井郡水害所一覽絵図」によれば、高時川の曲流部分を直流に付け替え、田川の分水が流れる新川の伏越樋を石造にして本流にするという壮大な計画です(②)。



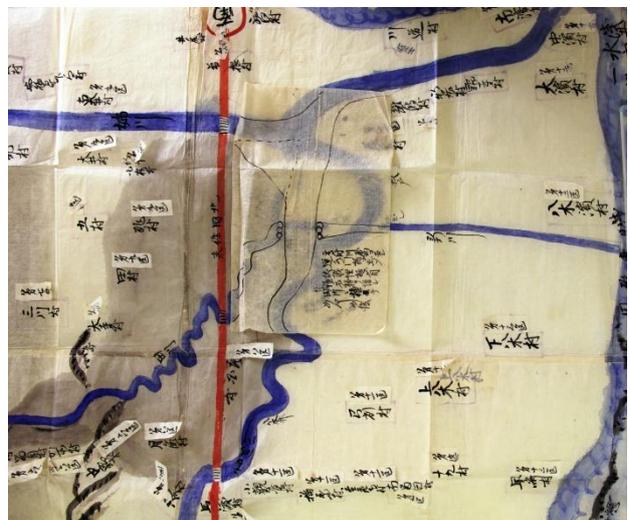
① 河川周辺の図 (田川カルバート建設前)

その一方、三河川合流箇所の下流に位置する新居・野寺・八木浜・大浜・川道・南浜の六か村(現長浜市)は、別の治水工事を構想していたようです。明治六年十二月十五日、合流箇所を三町ほど下流にずらすという工事を県に願ひ出ています。これら六か村は、月ヶ瀬ら四か村とは逆に、日頃から干ばつに悩まされ、晴天が続いても枯れることがない田川の用水に期待したのです。彼らは田川の流水を変更する四か村の治水工事には、強く反対しました。

新川の下流に位置する落合・錦織両村(現長浜市)にとつても、同川の治水工事は切実な課題でした。伏越樋の破損は、両村に水害の危機をもたらすため、その修繕を強く月ヶ瀬ら四か村に求めたのです。四か村は幕末の新川普請の際に、その修繕の義務を負う約条書を交わしていました。明治八年十一月二十二日、彼らは落合・錦織両村に約束違反を追及され、万一新川を埋め立てることになれば、「全く魚類同様の在様」になってしまうと、県にその官費負担を訴えました。

しかしこのように複雑な利害関係が絡む三河川の治水工事は、県としても容易に判断を下すことができませんでした。それぞれの利害得失を調査するとして、しばらくはいずれの治水構想も保留されることになりました。

そこで明治十二年三月二十日、一向に起工されない状況を見かねた月ヶ瀬ら四か村は、一万円の上納金を申し出ました。工事が着手されれば、各村の水害難地約一八〇町から、一反(〇・一町)につき



② 「浅井郡水害所一覽絵図」【明め 100 (1)】

五円五六銭を支払うという計算です。五月二十七日にはさらに五千円を増額し、計一万五千円の上納金を確約しました。

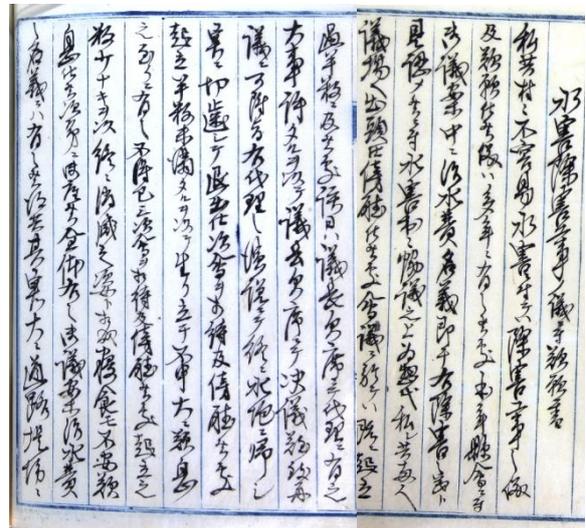
翌二十八日、租税課土木部の岡田直之・市川定義は、この切迫した民情を酌量して「迅速施行スルニ他ナシ」という意見書を七里定嘉課長に提出しています。これに対して七里は、当水害地は容易ではない難所のため、「軽忽ニ着手シ難シ」として、内務省土木局の御雇工師デレーケに調査を依頼することにしました。この調査結果をもとに、伏越樋を煉瓦製にして、新川を本流にする田川カルバート構想が進められることとなります。

県会での否決

数年にわたる調査検討の末、ようやく明治十五年
 度地方税予算に、東浅井郡水害除却工費三万三三八四
 一円七五銭二厘が計上されることとなります。しか
 し通常県会では、同年における多額の地方税支出を
 懸念する意見や、恩恵を受ける地域が限られるなど
 の反対意見が数多く出されました。片やこの大工事
 の地方税負担を止めれば、到底村の協議費では賄え
 ないという意見も出されましたが、結局出席議員三
 九名の内二〇名の過半数が反対し、否決されてしま
 います。

この通常県会では、四か村の総代として、月ヶ瀬村
 の前田莊助と酢村の国友長左衛門も傍聴してしまし
 た。議場の様子を「実ニ切齒シテ」見守っていた彼
 らは、明治十五年六月二日、改めて県令籠手田安定に
 切迫した状況を訴え、速やかな起工を懇願しました
 (③)。これを受けて籠手田は、同月七日、県会に再
 議を命じますが、議員らは「直チニ県令ニ返上セン」
 と反発して再び否決されます。さらに十九日には、
 二度目の再議を指示するも、結果は変わりませんで
 した。

そこで六月二十八日、県大書記官河田景福は、内
 務省に地方税の支出許可を求める伺書を提出します。
 府県会規則第五条において、県令が県会の議決を認
 可すべきでないとは判断した際、内務省の指揮を請う
 ことと定められていたからです。しかし内務省から

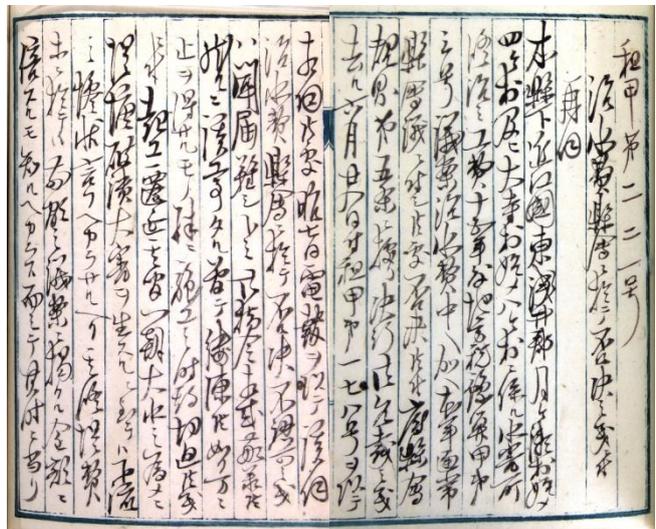


③「水害除外工事の儀に付款願書」【明ぬ 135 (41)】

の電報は、「キキトドケガタシ」との返答でした。
 八月八日には、今度は籠手田県令自ら内務省に伺書
 を提出し、地方税支出は「当然ノ筋ト確信候」と訴
 えました(④⑤)。
 さらに八月二十二日、大書記官河田景福が内務省
 に直接事情を聞き質すため、東京に出立しています。
 二十五日より始まった内務省での交渉では、治水費
 の負担は、地方税か村の協議費かの判断が非常に難
 しいとの説明を受けました。そのため、たとえ県令
 が地方税に属すべきだと主張しても、県会の判断に
 従わざるをえないとのことでした。しかし河田は、
 次年度の県会での再提出までは否定していないとい
 う言葉をとったことで、ひとまず帰県を決めます。



⑤「第 2 代県令籠手田安定」(滋賀県蔵)



④「治水費県会に於て否決の義に付再伺」【明く 47 合本 2 (7)】

田川カルバートの竣工

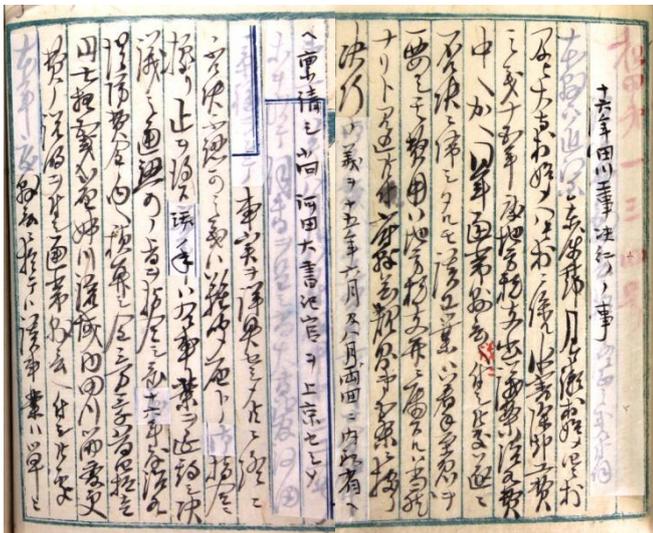
内務省の意向を踏まえ、明治十六年度地方税予算には、田川筋変更費の名目で、前年と同額の三万三八四一円七五銭二厘が計上されることになりました。しかし前年の精神を引き継いで削除すべきという意見が多数を占め、再び否決されてしまいました。その後籠手田県令は、このまま再び県会が否決し続けるのであれば、「涙ヲ揮テ馬護ヲ斬ルノ想」で断行せざるを得ないと、自ら熱弁をふるって再議を促しますが、結局工費は約三分の一に減額されてしまいました。

籠手田県令は、到底起工できないほど減額された工費を認めず、五月八日に再度、内務省に地方税の支出許可を求める伺書を提出します(⑥)。籠手田は、治水工事に至る経緯を詳細に説明した上で、県会での反対意見を一つ一つ反駁し、本工費が「地方税支弁ニ属スルハ当然ナリ」と起工の必要性を訴えました。この伺書には、「実ニ不当」、「謬見ノ甚タシキ」、「不公平」という言葉が多用されており、強い苛立ちが見て取れます。

河田大書記官も再度上京し、五月十五日より内務省と交渉を開始します。その甲斐もあり、五月二十六日には、ようやく許可指令が下ります。翌日河田は「チスイヒノウカガイキキトドケノシレイアリ」と県に電信を送りました。

内務省の許可を得て、籠手田県令は田川筋変更費

を原案通り執行します。新川の伏越樋を「アーチカルヘルト」(カルバート)に替え、川幅を拡張して田川の本流とする大工事です。明治十六年十一月一日に起工し、翌十七年六月十八日に竣工しました。月ヶ瀬ら四か村の人びとは、この改修に尽力した籠手田県令の功績を讃え、カルバートの近隣に祠を建立しました。後には水引神社と合祀されましたが、現在も形を変えて地域の人びとに祀られているのです(⑦)。



⑥「田川伏樋改築県会否決に付決行の伺」【明く 47 合本 2 (1)】



⑦「現在の水引神社」(筆者撮影)

展示解説 神社に祀られた県令
平成 29 年 (2017 年) 1 月 30 日

編集・発行
滋賀県県政史料室
〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県庁新館 3 階 県民情報室内
Tel : 077-528-3126
Fax : 077-528-4813
Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp